

第57回 マンション管理セミナーのご案内

5月30日(土)開催

主催：一般社団法人杉並マンション管理士会
共催：杉並区
後援：公益財団法人マンション管理センター

区分所有法の改正、何が、どう変わったの？ ～23年ぶりの区分所有法改正について～

昨年、区分所有法が改正され、本年4月1日から施行されました。マンションは国民の1割以上が居住する重要な居住形態ですが、建物と区分所有者の「2つの老い」が進行しています。そのため、新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、管理・再生の円滑化等を図ることが必要であり、今回23年ぶりの大幅な改正となりました。

今回の改正の大きな2つのポイントは、「1. 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策」と「2. 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策」です。管理規約の見直しに際しては、まず、区分所有法の改正のポイントを押さえておくことが必要です。具体的なケース事例も交えてお話いたします。

また、いつもどおり、講演後には弊マンション管理士会会員による個別相談会も準備いたします。

【第一部】	◆講演：「区分所有法の改正、何が、どう変わったの？」 ～23年ぶりの区分所有法改正について～	14時00分～15時50分 (休憩10分含む)
	講師：一般社団法人杉並マンション管理士会会員	須田 明
	休憩	15時50分～16時00分
【第二部】	◆「個別相談会」(MAX7件まで)	16時00分～17時00分

日 時	2026年5月30日(土) 14時00分～ (13時30分受付開始)		
会 場	杉並区立産業商工会館 地階 第1・第2集会室 (杉並区阿佐谷南3-2-19 地下鉄「南阿佐ヶ谷」徒歩3分、JR「阿佐ヶ谷」南口徒歩5分) ※今回は開催場所を「杉並区立産業商工会館」に変更しています。		
定 員	50名	受講料	無料
申込方法	郵送、FAX、又はE-mailでお申込ください。 詳しくは裏面申込用紙をご覧ください。	申込開始日	2026年4月15日(水)
申込〆切	2026年5月27日(水)	※お早めにお申し込みください。	

会場案内図



東京メトロ丸ノ内線
「南阿佐ヶ谷駅」
徒歩3分
JR 中央線
「阿佐ヶ谷駅」南口
徒歩5分

一般社団法人杉並マンション管理士会
〒167-0043 杉並区上荻1-17-5
フォーチュン荻窪1階
【URL】 <https://suginami-mankan.org/>
【FAX】 03-3393-3652
【E-mail】 suginamimankan@yahoo.co.jp

申 込 方 法

下記個人情報の取り扱いについて同意の上、申込書を提出してください。

・宛先:一般社団法人杉並マンション管理士会

・提出方法:【郵 送】〒167-0043 杉並区上荻 1-17-5 フォーチュン荻窪 1階

【F A X】 03-3393-3652

【E-mail】 suginamimankan@yahoo.co.jp

※郵送やFAXでのお申込みの場合は、下記の申込書に記載の上送付ください。

※E-mailにてお申込の場合は、セミナー名と下記項目を記載の上送付ください。

申 込 書

2026年5月30日(土)マンション管理セミナー			
◆ 「区分所有法の改正、何が、どう変わったの？」 ～23年ぶりの区分所有法改正について～ に申し込み ます。			
マンション名			
ご 住 所 〒			
参 加 者	お 名 前	お部屋番号	お電話番号・E-mailアドレス
◆第二部の個別相談会に参加を希望される方は、相談内容を選択の上、具体的内容をご記入ください。 ※相談件数は、MAX7件までとさせて頂き、受付対応可否は先着順とし、セミナー前日までにご連絡します。			
●相談内容: 1. 管理運営 2. 設備 3. 建物 4. その他			
●具体的内容:			

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は、一般社団法人杉並マンション管理士会及び杉並区で適切に管理し、名簿の作成、今後のセミナー開催のご案内やご連絡のために利用させていただく場合がございます。

※これまでのマンション管理セミナー内容については、「一般社団法人杉並マンション管理士会ホームページ」(<https://suginami-mankan.org/>)から見る您可以通过。